

## パブリックコメント意見募集の結果公表

(仮称)帯広市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)に対して、市民の皆様からご意見を募集しました結果について、ご意見の概要と市の考え方は下記のとおりです。ご意見をお寄せいただきありがとうございます。

寄せられたご意見等について検討した結果、(仮称)帯広市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)の修正は行わず原案どおりとして策定することとしました。

### 【意見募集結果】

案 件 名	(仮称) 帯広市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(素案)		
募 集 期 間	平成26年7月28日(月)～平成26年8月27日(水)		
意見の件数 (意見提出者数)	104件(8人)		
意見の取り扱い	修正	案を修正するもの	件
	既記載	既に案に盛り込んでいるもの	5件
	参考	今後の参考とするもの	18件
	その他	意見として伺ったもの	81件
意見の受け取り	持参		人
	郵送		1人
	ファクス		5人
	電子メール		2人

### 【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<b>【総論関係】</b>  (趣旨:省令第一条関係) ○ 「児童福祉法24条1項にある市の実施責任を果たすため」と明記してください。	3件	<b>【その他】</b>  ○ 本条例は、家庭的保育事業等を実施する上で、家庭的保育事業者が守るべき最低限の設備及び運営に関する基準を定めるものであり、責務、権利について規定を設けることは適当ではないと考えます。 なお、子ども・子育て支援新制度においても、児童福祉法第24条において市町村の保育の実施義務が引き続き規定されています。
○ 条例には、すべての子どもの権利を保障し、児童福祉法24条1項にある市の実施責任を果たすと明記してください。	1件	
○ 「すべての子どもの権利保障、子どもの最善の利益を制度・施策の基本にする」と明記してください。	4件	<b>【既記載】</b> ○ 本条例の趣旨、目的で、「利用する乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、心身ともに健やかに育成されることを保障するもの」としたうえで、事業者等の一般原則で、「利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人ひとりの人格を尊重して、運営を行わなければならない」としています。

【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>(食事:省令第十五条関係と食事の提供の特例:省令第十六条関係に対して同趣旨の意見がありましたので統括しています)</p> <p>○ 食事の提供は自園調理のみとし、連携施設による調理を認めないよう「調理を調理員により行わなければならない」としててください。</p>	8件	<p>【その他】</p> <p>○ 居宅訪問型保育事業を除く家庭的保育事業等では、食育の推進やアレルギーを持つ子どもへの対応の観点から、給食の提供は自園での調理とし、調理員や調理設備を置くことを原則としていますが、以下のような一定の要件を満たす場合については、連携施設等から搬入を可能とし、調理員は不要の取扱いとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供の責任を家庭的保育事業者等にあることを明確にしたうえで、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約が確保されていること</li> <li>・栄養士による必要な配慮が受けられること</li> <li>・アレルギー・アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等が適切になされること</li> </ul> <p>このような要件をかけていることから、食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかにはならないものと考えています。</p>
<p>(家庭的保育事業所等に備える帳簿:省令第十九条関係)</p> <p>○ 帳簿の整備のほか「監査体制、経理等の公開及び必要な帳簿等の公開について」明記してください。</p>	3件	<p>【その他】</p> <p>○ 本条例は、家庭的保育事業等を実施する上で、家庭的保育事業者が守るべき最低限の設備及び運営に関する基準を定めるものであり、家庭的保育事業等に対する指導監督については、児童福祉法第34条の17により、市が行うこととされておりますことから、ご意見内容について規定を設けることは適当ではないと考えます。</p>
<p>○ 監査体制について、経理だけでなく、保育内容や職員の研修・待遇なども入れる。</p>	1件	<p>なお、指導監査のあり方については、現時点においては、情報が少なく不明確な部分が多いため、今後、国や北海道からの情報を基に検討していきます。</p>
<p>【設備関係】 (設備の基準:省令第二十二條、第二十八條、第三十三條、第四十三條)</p> <p>○ 設備の基準に「耐震対策など安全基準」について明記してください。</p>	12件	<p>【参考】</p> <p>○ 本条例は、家庭的保育事業等を実施する上で、家庭的保育事業者が守るべき最低限の設備及び運営に関する基準を定めるものであり、ご意見内容は条例に規定を設けることは適当ではないと考えます。</p> <p>なお、ご意見については、利用乳幼児にとって重要でありますことから、貴重なご意見・ご提言として、本市の子ども・子育て支援の推進にあたり参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 0から2歳では、年齢的にも、また体調や家庭生活の影響等もあり、食事、あそび、睡眠のリズムが毎日一人ひとり違い、泣き声もつきものであり、2、3室あることが望ましいほか、乳児の安全確保のため一人当たり5.0㎡以上が必要です。</p>	1件	<p>【参考】</p> <p>○ 乳児室等の面積は、保育の質及び安全確保の観点から、現行の保育所と同様の基準が必要であると考え、国の基準どおりとします。なお、ご意見のとおり乳幼児一人ひとりの体調や発達さまざまに異なるものですから、適切な保育を行うため、貴重なご意見・ご提言として、本市の子ども・子育て支援の推進にあたり参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 園庭も必要です。</p>	1件	<p>【既記載】</p> <p>○ 設備の基準の中に、「同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む。)があること。」としています。</p>

【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>【職員関係】            (職員:省令第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第四十四条、第四十七条)            ○ 事業・施設には家庭的保育士、嘱託医及び調理員以外に「事業・施設責任者を置かなければならない」と明記してください。</p>	18件	<p>【その他】            ○ 責任者の配置については、(仮称)帯広市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の中の一般原則で、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を配置する等必要な体制の整備を行うことを求めています。</p>
<p>(職員:省令第二十三条、第二十九条、第三十一条、第三十四条、第四十四条、第四十七条)            ○ 自園調理を必須とし、調理員の配置を必須としてください。</p>	18件	<p>【その他】            ○ 居宅訪問型保育事業を除く家庭的保育事業等では、食育の推進やアレルギーを持つ子どもへの対応の観点から、給食の提供は自園での調理とし、調理員や調理設備を置くことを原則としていますが、以下のような一定の要件を満たす場合には、連携施設等から搬入を可能とし、調理員は不要の取扱いとします。            ・食事の提供の責任を家庭的保育事業者等にあることを明確にしたうえで、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約が確保されていること            ・栄養士による必要な配慮が受けられること            ・アレルギー・アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等が適切になされること            このような要件をかけていることから、食育の推進やアレルギー児への対応がおろそかにはならないものと考えています。</p>
<p>(職員:省令第二十三条、第三十四条、第三十九条)            ○ 保育を行う者は保育士に限定してください。</p>	25件	<p>【その他】            ○ 有資格者でない者が1人で保育を行う可能性のある「家庭的保育事業」、「小規模保育事業C型」及び1対1が基本となる「居宅訪問型保育事業」における保育従事者を保育士、看護師又は幼稚園の教員免許を有する者とするすることで、危険の回避、安全安心な保育環境を整えていきたいと考えています。</p>
<p>○ 保育者の資格についてはよいと思います。</p>	1件	<p>【その他】            ○ ご意見とさせていただきます。</p>
<p>○ 0から2歳の子どもたちは、生活リズムなど様々に異なり、安全に保育するため人手がいることとなります。また、職員が休憩をとり、労働条件が守られるためにも国で示されている保育基準を上回ることを希望します。居宅訪問型保育以外も0から2歳児で3対1とする。1名増。</p>	1件	<p>【その他】            ○ 満3歳未満の乳幼児を対象とする家庭的保育事業では、利用定員を19名以下の小規模で保育を行っていくことから、小規模保育事業及び事業所内保育事業などでは、保育所の配置基準(0歳児3対1、1・2歳児6対1等)に1名を加配置することになっています。            居宅訪問型保育事業については、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育であって、その状態に応じて適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう連携する施設を適切に確保しなければならぬものとしています。その上で、乳幼児1人に対して保育者1人の配置を求めており、実際の運用にあつては、連携施設などの緊急対応が可能な事業者によって適切に保育が実施されることになるものと考えます。</p>
<p>【その他】            ○ 従来の保育所の基準を下回らないよう、劣悪な保育条件にならないよう、いかなる保育形態においても格差が生じないように、保育の質を保障してください。</p>	1件	<p>【その他】            ○ 家庭的保育事業等については、市町村認可事業として新たに位置付けられており、その設備及び運営に関する基準は、地域の実情に応じて定めることとされています。基準の策定にあつては、国の基準を基本とし、現在の保育所の基準を踏まえ、保育の質が確保されるように市独自基準も考えています。</p>
<p>○ 現在行っている保育より、設備、運営条件などが後退しないようにしてください。</p>	1件	<p>また、質を確保する観点では、この基準が最低基準となりますので、常に基準を超えて設備及び運営が向上されるように努めていきます。</p>

【意見等の内容】

市民の意見の概要	件数	意見に対する帯広市の考え方
<p>○ 帯広市は、待機児童はないと言っているなかで、無計画に新たな家庭的保育事業等を始めることは供給過剰になり、既存の事業所の経営が成り立たなくなるおそれがあり、新制度の目的の一つである保育士の処遇改善にもつながらない。</p>	1件	<p>【参考】</p> <p>○ 子ども・子育て支援新制度は、幼児期における教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、市町村は地域のニーズを反映した「子ども・子育て支援事業計画」に策定し、給付・事業を実施することとしています。</p> <p>帯広市における幼稚園、保育所などの教育・保育及び子育て支援事業については、平成25年8月、市民に行ったアンケート調査などをもとに、今後見込まれる教育・保育及び子育て支援事業の量や提供・確保体制などを子ども・子育て支援事業計画(平成27～31年度)に示すこととしています。</p> <p>ご意見については、家庭的保育事業者等が遵守すべき設備及び運営に関する基準に直接関係するものではありませんが、貴重なご意見・ご提言として、本市の子ども・子育て支援の推進にあたり参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 市民の意見を直接聞く機会を設けてその声を活かした条例にしてください。条例がほぼ決定したあとでの説明会では意味がありません。</p>	1件	<p>【参考】</p> <p>○ 条例(素案)の策定にあたっては、関係団体等との意見交換を実施したほか、子ども・子育て会議と位置付けした帯広市健康生活支援審議会児童育成部会において審議を行ってまいりましたが、引き続き施策を推進する中で、ご意見を聞いてまいりたいと考えています。</p> <p>ご意見については、家庭的保育事業者等が遵守すべき設備及び運営に関する基準に直接関係するものではありませんが、貴重なご意見・ご提言として、本市の子ども・子育て支援の推進にあたり参考とさせていただきます。</p>
<p>○ 認可外保育施設から地域型保育事業への運営形態が移行するにあたり、現在通園する満3歳以上の幼児について、「兄弟児が在園している」「保護者の要望」「子ども自身の発達段階」などの事情がある場合には、現園への継続登園を認めるよう経過措置を設けてください。</p>	1件	<p>【参考】</p> <p>○ 地域型保育事業の特例及び他町村の児童が利用する場合には、現時点においては、情報が少なく不明確な部分が多いため、今後、国や北海道からの情報を基に検討していきます。</p> <p>また、検討にあたっては、意見交換するなど関係団体の意見を反映したいと考えます。</p>
<p>○ 現登園児童は、近隣町村の子どもも含んでいるため、そうした場合の保育定員の考え方、支給に関する取り決めはされないのか、同意を得る必要があるのではないかと考えます。</p>	1件	
<p>○ 私は帯広のまちで子ども達が笑顔で育ってほしいという思いを強く持っています。保育所、学童保育所は子どもが育つ大事な施設の一つであり、人生最初にこそ手厚くお金がかけられるべきと考えます。自然と触れ合って質のいいあそび文化があふれる中で人間らしい関係を学び合って将来も帯広で暮らしたいと考える子ども達が育ってほしいです。</p>	1件	<p>【参考】</p> <p>○ 子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すものであり、本市の子どもに対する施策は「子どもの権利の尊重」を原点として考えています。</p> <p>ご意見については、基準に直接関係するものではありませんが、貴重なご意見・ご提言として、本市の子ども・子育て支援の推進にあたり参考とさせていただきます。</p>

【案件の最終案】

別紙のとおり